

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から43年3月まで  
② 昭和45年5月から47年9月まで

私の国民年金については、父又は母が加入当初から保険料を納付してくれた。私自身、婚姻前は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないが、非常に厳格だった私の両親が、払う必要のあるものを払わないで放置したり、自分たちの保険料を納付して、娘である私の保険料を納付しないとは考えられない。

婚姻に伴うA市への転居後は、銀行、郵便局、農協のいずれかに行き、納付していたと思う。ずいぶん昔のことでもあり詳細は記憶していないが、調査の上、記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「非常に厳格だった私の両親が、払う必要のあるものを払わないで放置するとは考えられない。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立人の父親は昭和43年9月、母親は37年4月に国民年金へ任意加入し、いずれも60歳到達までの期間の国民年金保険料が完納とされている上、申立人の父親については46年4月から付加保険料の納付も確認できることから、申立人の両親は納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①は5か月と短期間であるほか、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年\*月\*日を資格取得日として、44年6月24日に払い出されており、この頃に国民年金への加入手続がなされたものと考えられ、当該加入時点においては申立期間①に係る国民年金保険料を過年度納付することが可能であった上、オンライン記録によると、申立期間①に続く43年4月から44年3月までの期間が納付済

みであることが確認できる。

さらに、申立人の居住していたB市では、昭和41年と43年に国民健康保険被保険者で国民年金には未加入である市民に対し、大規模な加入促進を行っていたことが同市の広報誌により確認できる上、同市では申立期間の頃、納付意思のある市民には、その意思を尊重して過年度納付の代行等を行っていたとしていることから、前述のとおり申立人の両親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について申立人は、「婚姻に伴うA市への転居後は、銀行、郵便局、農協のいずれかで国民年金保険料を納付していたと思う。」と述べているところ、申立期間②当時、同市では保険料を印紙検認方式にて収納しており、納付書方式による納付をうかがわせる申立人の記憶と符合しない。

また、申立期間②に続く昭和47年10月から49年3月までの期間については、同年12月に過年度納付していることが納付書・領収証書において確認できるが、この時点で申立期間②は時効のため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間②の直前である昭和44年4月から45年4月までの期間については、国民年金保険料が納付済みであることを示すB市の印紙検認が確認できるものの、その後の申立期間②については検認印が無く、印紙も貼付されていない上、印紙検認台紙も切り取られていないなど、申立人が婚姻後、A市において納付書方式が開始された49年4月頃までの間に、国民年金の手続や納付をしていた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年7月まで  
毎年私が役場で国民年金保険料の免除申請を行っていた。何度か転居したが、その際もきちんと申請していた。申立期間が免除ではなく未納とされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所（当時）職員の訪問がきっかけで免除制度があることを知り、昭和60年度以降免除申請をしている。毎年申請をしなければならないことは職員の説明で承知していた。」と述べているところ、オンライン記録を見ると、昭和60年度から平成13年度まで毎年4月又は5月に免除申請をし、1年分の承認を受けている状況が確認できることから、申立人は、申請方法や申請時期について熟知していた事情がうかがえる。

また、申立期間は4か月と短期間であり、オンライン記録により申立人は、申立期間を除き昭和60年度から26年間にわたり複数回の転居時を含め、継続して国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

さらに、A町役場から提出のあった非課税証明書により申立人の申立期間の免除申請に係る前年所得は0円であったこと、申立期間の数年前に夫婦で経営していた事業を廃業していること、及び元夫の年金額もわずかであったと考えられることから、申立期間の審査基準となる平成13年分の世帯の所得は全額免除の所得基準以下であったものと推認でき、上記の状況を踏まえると、申立人が、申立期間についても免除申請を行っていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から 60 年 12 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、38 歳頃にラジオで年金について聞いたことをきっかけに、当時住んでいた A 市の市役所で国民年金保険料を遡ってまとめて納付したはずである。その後も継続して納付していたはずなので、調査して記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得年月日等から、昭和 63 年 3 月頃に払い出されたものと考えられ、ほかに申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人は、国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しており、その夫も「国民年金の第 3 号被保険者の手続は妻が行ったものであり、その手続の時にまとめて数年分の保険料を納付したと聞いた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立期間②前後の期間は申立人の主張及びその夫の証言どおり、過年度納付していることが確認できる上、申立期間②は 6 か月と短期間であり、申立期間②のみ納付できなかった事情も見当たらない。

一方、申立期間①について、上述のとおり、申立人は、昭和 63 年 3 月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入時点で、申立

期間①の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C本社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年\*月\*日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から38年9月までは9,000円、同年10月から39年9月までは1万2,000円、同年10月から41年\*月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月11日から41年\*月\*日まで

中学校を卒業後すぐの昭和37年3月にA社に事務補助員として採用され、昼間は高校に通いながら、午後4時から10時まで勤務していた。

満20歳に達する日（誕生日の前日）で定年となる採用条件で、昭和41年\*月\*日に定年退職したにもかかわらず、年金記録によると、私のA社における厚生年金保険の被保険者記録が入社後1か月で途切れていることが不思議でならない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社歴原簿及び同僚の証言から判断すると、申立人は昭和41年\*月\*日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人と同姓同名の従業員の退職時（昭和37年4月10日）に誤って申立人の厚生年金保険被保険者記号番号で資格喪失届を提出し、申立人の退職時（41年\*月\*日）に当該従業員の同記号番号で資格喪失届を提出してしまったため、喪失日の記録が入れ替わってしまった。」と述べており、同社から提出された二人の社歴原簿、健康保険厚生年金保険被保険者

資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに同資格喪失確認通知書から当該事実が確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ事務補助員であった複数の同僚は、「申立期間も一緒に勤務しており、申立人の勤務形態等に変更はなかった。一人だけ厚生年金保険料が控除されていなかったとは考え難い。」と述べている上、B社は、「社歴原簿から、申立人は、厚生年金保険の加入要件を満たしていたと思われる。そういった場合、厚生年金保険料を控除するのが常である。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年3月の社会保険出張所（当時）の記録から、同年4月から同年9月までは8,000円、申立人と同姓同名の同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、同年10月から38年9月までは9,000円、同年10月から39年9月までは1万2,000円、同年10月から41年\*月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、この一方で、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和37年4月11日となっており、事業主が申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から41年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 奈良国民年金 事案 1214

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、大学卒業後の昭和 59 年 4 月から A 社で勤務した。60 年 3 月末に退職してすぐに、B 市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は C 社で勤務しており、加入後すぐに口座振替で保険料納付を行っていた。私の性格上、国民年金に加入していながら保険料を納付しないというのは考えられない。未納とされているのは納付できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 3 月末に A 社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、口座振替で保険料を納付していた。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 2 月 10 日に職権で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち大部分は手帳記号番号払出前の期間となることから、口座振替で同期間の保険料を納付することはできず、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日が「第 2 号被保険者からの移行」を理由に、昭和 61 年 5 月 22 日付けで 56 年 7 月 29 日から 60 年 4 月 1 日に変更されており、申立期間直後の 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を、同年 5 月 28 日に納付していることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、申立人は資格取得日変更が行われた頃に国民年金に係る何らかの届出を行い、その後、現年度納付が可能な期間から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、前述の資格取得日変更が行われた時点において申立期間は過年度納付が可能であるところ、申立人に過年度納付を行った記憶は無く、B 市も

過年度保険料の納付勧奨は行っておらず、社会保険事務所（当時）で申立人に過年度の納付書が作成された形跡もうかがえない。

加えて、複数の読み方による氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された状況は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 52 年 3 月まで

私が 20 歳に到達したのを契機に、両親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、毎月、A 市の B 出張所の集金人が自宅に訪れ、両親が、私を含む家族の分を納付するところを何度も見ていた。また、集金人が領収書に印鑑を押しているところを見たこと、20 歳の頃の国民年金保険料は 200 円であったことを記憶している。20 歳になった時から両親が納めてくれていたのは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 7 月 13 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、当該加入時点で、申立期間のうち大部分の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、「親が国民年金の加入手続きを行った際にオレンジ色の国民年金手帳を見た。」としているが、加入手続きを行ったとする昭和 42 年頃に使用されていた手帳の色は肌色であり、オレンジ色の手帳は 49 年度から使用されていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡している上、申立期間当時の近隣住民等の所在は不明であり、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで  
私は、昭和 48 年 4 月末日付けでA社（現在は、B社）C支店を退職したが、退職月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査をして記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る社員台帳において、申立人の退職年月日は、昭和 48 年 4 月 28 日と記録されていることが確認できる上、同社は、「保存期限外につき保険料控除等の資料は無いが、申立人に係る社員台帳に記載された退職年月日が昭和 48 年 4 月 28 日であることから、翌 29 日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届出を行い、同年 4 月分の保険料は控除していなかったと思われる。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社は、「当時、A社では、退職日に係る運営上の取扱いとして、自己都合で退職する女子は実際の最後の出勤日付けで退職することとされていた。月末退職の場合であっても、暦によっては、必ずしも翌月 1 日が喪失日となるわけではない。」と述べているところ、申立人は、自身の勤務状況について、自ら退職する旨を申し出たと述べている上、上記社員台帳からも自己都合による退職であることが確認できるとともに、暦上、昭和 48 年 4 月 29 日は日曜日、翌 30 日は祝日であり、両日は同社の営業日ではなかったことを踏まえると、申立人の同社C支店における最後の出勤日は、同年 4 月の最終営業日である同年 4 月 28 日であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年頃から 57 年頃まで  
② 昭和 57 年頃から平成元年頃まで

申立期間①は経営していたA社において、申立期間②は同社が商号変更したB社において、厚生年金保険の被保険者であった。

会社は政府管掌健康保険の適用事業所であり、当時、働いていた従業員に子供が生まれたので、当該従業員の資格を取得させたことを記憶している。政府管掌健康保険と厚生年金保険は同時に加入するものであり、従業員が加入していたので事業主も加入していたはずである。

また、当時の取引銀行に、会社の口座から厚生年金保険料が引き落としされていた記録が残っていると思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自身が経営していたA社において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、オンライン記録及び事業所記号払出簿において同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、A社は政府管掌健康保険の適用事業所であり、子供が生まれた従業員を資格取得させたので、厚生年金保険の被保険者でもあったはずであると主張しているが、当該従業員は申立期間①当時、国民年金の被保険者であることが確認できる上、当該従業員は既に死亡していることから、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

さらに、法人登記簿によりA社は昭和 57 年 4 月 \* 日に設立されたことが確

認できることから、同日より前の申立人が個人事業主であった期間について、厚生年金保険法上、申立人は厚生年金保険の被保険者となることができない。

申立期間②について、申立人は、A社がB社に商号変更した後も引き続き厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、オンライン記録及び事業所記号払出簿において同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、法人登記簿により、A社からB社に商号変更されたのは昭和61年3月であったことが確認できることから、申立期間②のうち57年頃から61年3月までの期間については、同社の商号で厚生年金保険の適用事業所であったとは考え難い。

さらに、申立人が、A社において厚生年金保険の被保険者であったとする前述の従業員について、申立期間②当時も、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人が記憶する複数の取引銀行に、A社及びB社に係る口座の記録を照会したが、申立期間①及び②当時の記録は保管期限経過等により確認できない旨回答があった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 48 年 4 月まで

私が所持している給与支給書や給料明細書と年金事務所から送付された書類に記載されている標準報酬月額が大幅に相違している。私の給与は完全月給制であり、標準報酬月額が給与支給書や給料明細書の金額より低くなっていることはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与支給書は、給与の総支給額が記載されているのみであり、また、昭和 36 年 4 月分の給料明細書は、厚生年金保険料の控除額の記載が無く、源泉控除されている厚生年金保険料を確認することができない。

また、申立人が所持する「昭和 48 年度市民税・府民税に係る特別徴収税額の納税者への通知書」において記載されている社会保険料の金額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に見合う健康保険料及び厚生年金保険料に、当該通知書に記載されている給与の収入金額から算出した雇用保険料を加えた金額とほぼ一致することが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間の資料は、既に廃棄されているのか見当たらないので、提出できない。」と回答しており、申立期間の厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 33 年 9 月 29 日まで  
私の年金記録を確認すると、A社B営業所に勤務していた期間について脱退手当金を受給している旨の回答を受けた。私は、結婚のために同社を退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録について調査していただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係るA社B営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す「脱」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の名簿によると、A社B営業所を退職した約 11 か月後の昭和 34 年 8 月に申立人の名前が「C」から「D」に訂正されており、申立期間に係る脱退手当金が同年 9 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金の請求に併せて氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。